

短期入所 ご利用案内

援護寮では、在宅の精神障害者の方を対象に 短期入所（ショートステイ）を行っています。 ※定員は1日2名までです。

どんな時に利用できるの？

- ☆一人暮らしに疲れた時、不安な時の休養として
- ☆家族と暮らしているけど、少しの期間、離れて生活したい時
- ☆ご家族の疾病、冠婚葬祭、事故などの理由で在宅での生活が一時的に困難

利用の手続きは？

- ① お住まいの市町村から「福祉サービス受給者証」を発行してもらう
- ② 主治医に「医師の情報提供書」を記入してもらう
- ③ 「援護寮スタッフとの面接」を実施

以上3点が必要で、予約は電話で可能です。

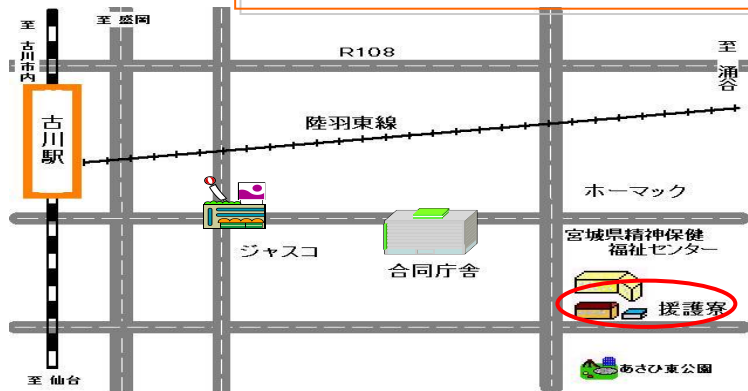
利用料金は？

- ☆食費は日額 750 円（朝 380 円 タ 370 円）その他、個人ごとの支出として 昼食代などが必要になります。
- ☆光熱水費 1日あたり 320 円
- ☆利用料はサービス受給者証の障害程度区分により異なります。

詳細はお問い合わせください。

アクセス

- ☆古川駅から徒歩20分
- ☆高速バス（宮城交通）大崎合同庁舎前から徒歩5分



障害福祉サービス事業所 自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練



社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会
県北地域福祉サービスセンター

宮城県援護寮

〒989-6117

宮城県大崎市古川旭5丁目7番21号

電話 0229-23-1513

Fax 0229-23-1562

URL <http://www.kenpoku-sfk.com/>

E-mail hohoemi@galaxy.ocn.ne.jp

ご利用案内

自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練

地域で自立した生活を送れるよう、生活能力の向上を目的とした訓練を受けることができます。利用期間は、2年以内ですが、特に必要な場合は1年を超えない範囲で期間を延長できます。

どんな方が入寮できるの？



- ☆ 宮城県内（原則として、仙台市を除く）にお住まいの方
- ☆ 精神疾患の診断を受けている方で現在入院治療の必要のない方
- ☆ 18歳以上の方
- ☆ 生活訓練を行う意志のある方

利用料金は？

- ☆ 利用料 月のサービス利用料金の原則1割負担
(お住まいの市町村福祉課へご相談ください)
- ☆ 光熱水費 日額 320円
- ☆ 食費 日額 750円
※ 毎日、朝・夕の2食提供(朝380円、夕370円)
- ☆ その他、個人ごとの支出として医療費、昼食代、日用品費などが必要となります



手続きはどうすればいいの？

※まずはお住まいの市町村福祉課、相談支援事業所にご相談下さい。

※見学の際は、事前に予約をお願いします。

見学予約 宮城県援護寮 TEL 0229-23-1513

どんなことをするの？



自立訓練（生活訓練）

講座、調理などを通し、地域生活に必要な力を身につけます。
創作活動、行事参加、運動など、興味の幅を広げ、生活に楽しみを見つけてます。ボランティア活動や、地域への貢献、地域との交流を図ります。（土日祝日は除きます。）

活動時間

AM10:00~11:30

PM13:30~15:00



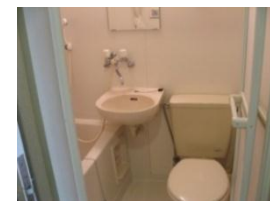
宿泊型自立訓練

寮での生活を通して、起床から就寝までの規則正しい生活のリズムを作ります。掃除、洗濯、食事、金銭管理など生活技術を身につけます。当番への参加もあります。

施設内の様子は？

居室

居室はすべて個室、ユニットバス付で冷暖房も備えてあります。



共用スペース

食堂、交流室など共用スペースもあります。

